

議案第38号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月2日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

専決第3号

小浜市市税条例の一部改正について

小浜市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
上記、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市市税条例の一部を改正する条例

小浜市市税条例（昭和26年小浜市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第82条第1号ア中「エ」を「ウおよびオ」に改め、同号イ中「または」を「(ウに掲げるものを除く。) または」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「または」を「(ウに掲げるものを除く。) または」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量および最高出力)」を加える。

第90条第2項中「を提示」を「またはこれらの者の特定免許情報（同法第95の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第4号中「の番号および交付年月日ならびに」を「または道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証または免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第21項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第12条中「地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)第1条の規定による改正前の法」を「法」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小浜市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の小浜市市税第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第39号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月2日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

専決第4号

小浜市国民健康保険税条例の一部改正について

小浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

上記、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小浜市国民健康保険税条例（昭和26年小浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の小浜市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第40号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月2日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

専決第5号

小浜市都市計画税条例の一部改正について

小浜市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
上記、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市都市計画税条例の一部を改正する条例

小浜市都市計画税条例（昭和41年小浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第7項中「地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)第1条の規定による改正前の法」を「法」に改める。

附則第14項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項もしくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項もしくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小浜市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第

39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第41号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月2日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

専決第6号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく市税条例の特例に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基
づく市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
上記、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

小浜市長 杉 本 和 範

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税条例の特例に関する条例（平成20年小浜市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。